

事業名	特定地域づくり事業協同組合制度
事業内容 (目的・概要)	人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするというもの。 本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができる。
事業主体	<事業実施主体> 特定地域づくり事業協同組合 (都道府県知事の認定を受けた（中小企業等協同組合法上の）事業協同組合) <特定地域づくり事業推進交付対象事業の事業実施主体> 市町
採択要件	<対象地域> 地域人口の急激に直面している地域 (「地域人口の急減」とは、「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう」) 具体的には、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たす地域が考えられる。 (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域 (2) 過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域 人口減少の状況のほか、事業を実施しようとする地域が「自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区」、「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」であることが必要。 <認定要件>※都道府県知事が認定 ①自然的経済的社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区であること ②特定地域づくり事業の適正な実施が可能であること ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること ④行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること ⑤組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<国庫補助（特定地域づくり事業推進交付金）> ・ 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2） ・ 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費 (対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年) <地方財政措置> ・ 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担（措置率1/2） ・ 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担（対象経費の上限額 300万円、措置率1/2）

	※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置（措置率 1 / 2（財政力補正あり）等）も活用可能。			
制度創設年度	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律：令和 2 年 6 月 4 日施行			
関係省庁名	< 予算計上 > 内閣府（執行は総務省） < 特定地域づくり事業協同組合認定 > 各都道府県			
最近の実績	< 本県の実績 > ○令和 4 年 3 月 認定基準制定（広島県特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事務取扱要領） 令和 5 年 3 月 認定 1 件（東広島市特定地域づくり事業協同組合） 令和 5 年 4 月 認定 1 件（あきおおた未来創造協同組合） 令和 6 年 2 月 認定 1 件（神石高原事業協同組合）			
問合せ先	地域政策局地域力創造課			
	Tel	082-513-2581	e-mail	chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp